

和歌山県警察逮捕術訓練要綱の制定について（例規）

（最終改正：令和３年３月１日 教第９号）

和歌山県警察本部長から各所属長宛て

（概要）

警察官がその職務を執行するに当たり、その場の状況に応じて、逮捕術を十分に活用できるように術技を修得させることを目的とし、逮捕術の術技及び訓練実施に関し、必要な事項を定めている。